


受領委任制度の検討

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

スケジュール案

- ・ 11月 ◆現在の受領委任制度、代理受領契約、療養費払いの現状・制度の比較 等
 - ・ 12月 ◆現場からのヒアリング(審査、指導監督等の現状)
 - ・ 1月
 - ・ 療養費の法的位置づけ
 - ・ 柔道整復療養費における受領委任制度導入の経緯
 - ・ 柔道整復療養費における受領委任制度の課題
 - ・ あはき療養費に受領委任制度を導入することの課題
 - ・ 2月 などについて検討
 - ・ 3月 論点の整理
まとめの議論
- 

○ 現在の受領委任制度、代理受領契約、療養費
払いの現状・制度の比較

(余 白)

柔道整復療養費とあはき療養費の支給対象等の比較

	柔道整復	あん摩マッサージ指圧	はり・きゅう
支給対象	○急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等。	○一律にその診断名によることなく筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例。	○慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるもの。 ①主として、神経痛、リウマチ ②類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)
医師の同意	○骨折・脱臼に限り必要(応急手当を除く) ※口頭での同意可	○必要 ○初回の請求は同意書の添付が必須 ※再同意については口頭での同意可(変形徒手矯正術を除く) ○往療料については、往療に関する同意も別途必要	○必要 ○初回の請求は同意書の添付が必須 ※再同意については口頭での同意可 ○往療に関する同意は不要

療養費の請求方法等の比較①

【柔道整復療養費】

・地方厚生局長
・都道府県知事

受領委任協定・契約

団体
・
施術所

協定に係る委任

施術

請求

一部負担金
の支払

療養費
の支払

患者

保険者

【あはき療養費】

施術所

施術

全額支払

請求

患者

保険者

療養費の支払

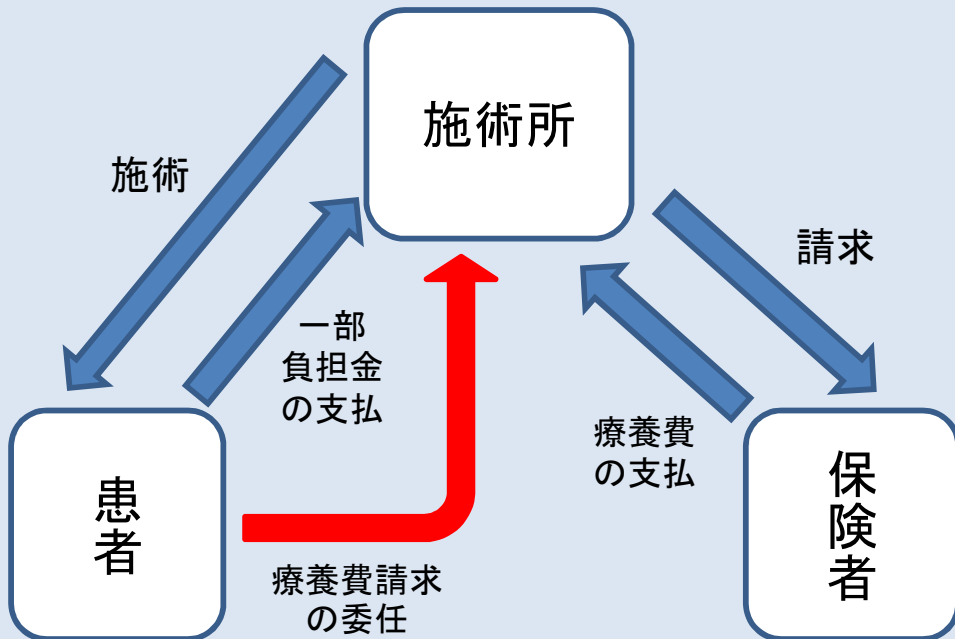
※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合がある

療養費の請求方法等の比較②

※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合

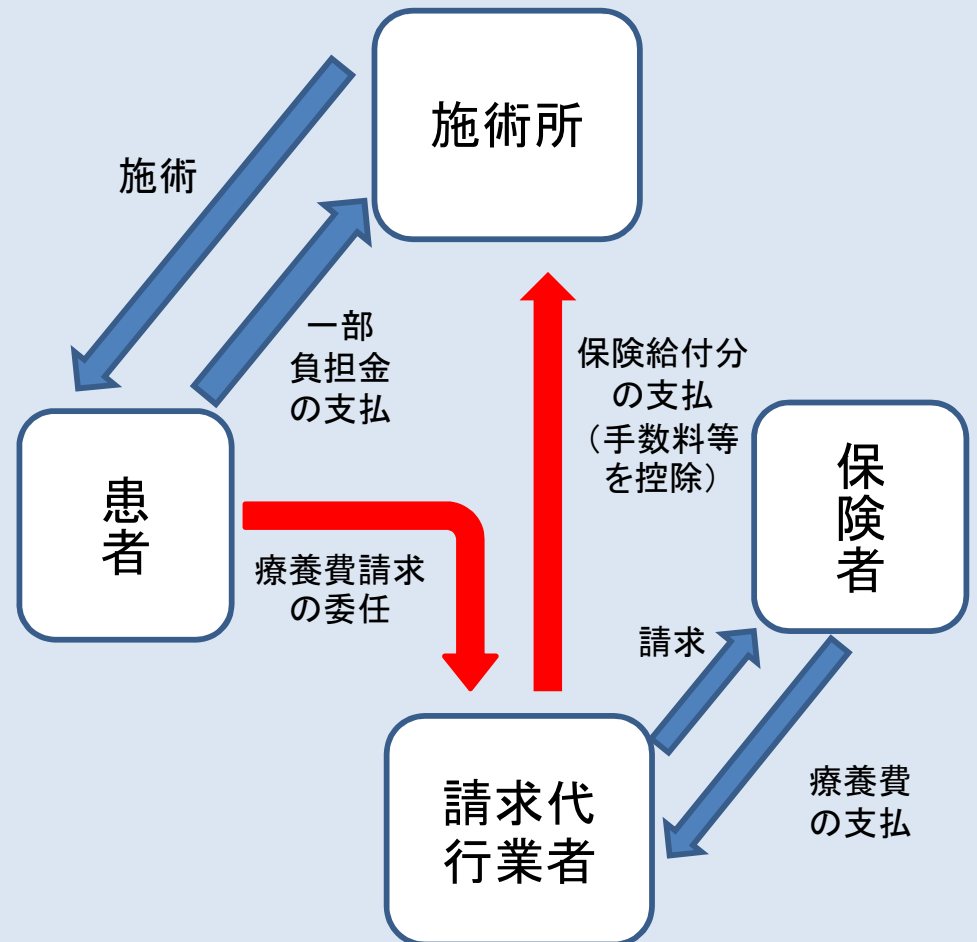
【あはき療養費】

※施術所(者)が代理受領を行っている場合



【あはき療養費】

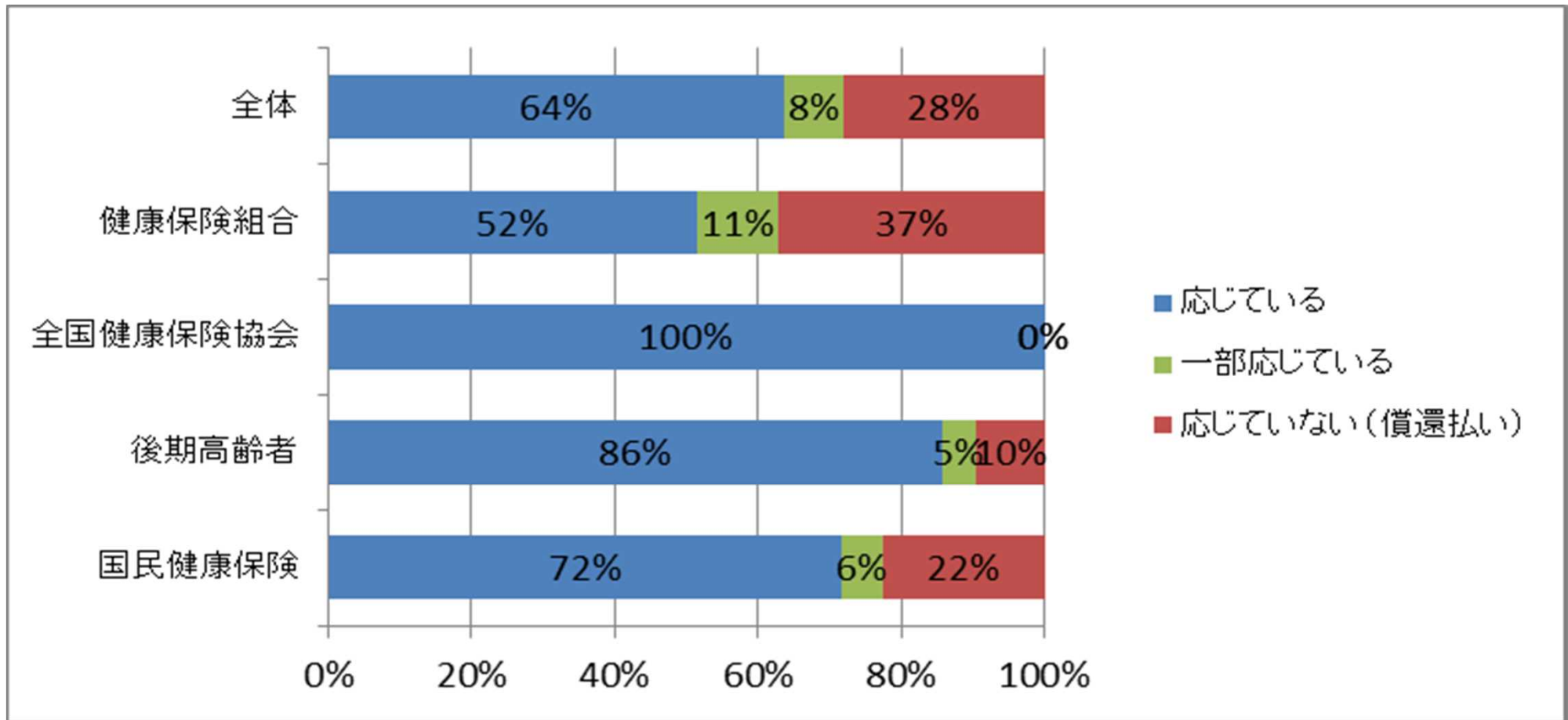
※請求代行業者が代理受領を行っている場合



保険者別代理受領取扱い状況(あん摩マッサージ、はり・きゅう)

○ 全国健康保険協会は、全支部で代理受領に応じており、次いで後期高齢者医療は、86%が代理受領に応じている。保険者全体では、64%が代理受領に応じている。

■ 被保険者からの請求ではなく、施術者からの請求に応じているか

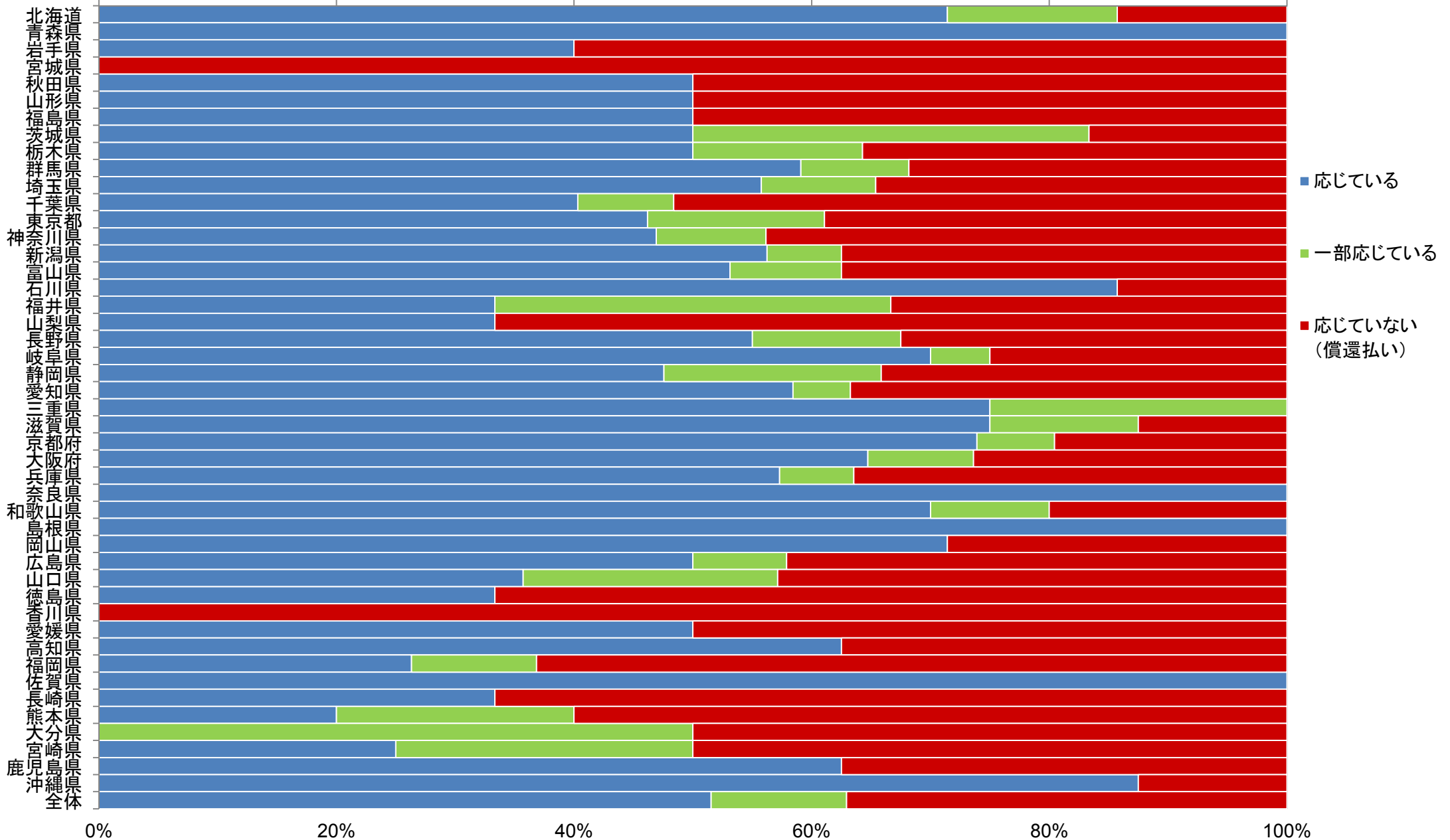


厚生労働省保険局医療課調べ(平成27年4月調査)(未回答の保険者を除く)

(注1)健康保険組合については、平成25年度の状況。その他の保険者については、平成27年4月時点の状況。

(注2)集計にあたっては、あん摩マッサージとはり・きゅうのそれぞれを計上。そのため、割合の算出にあたっては、保険者数を2倍した上で算出。

都道府県別代理受領取扱い状況(あん摩マッサージ、はり・きゅう)(健康保険組合)

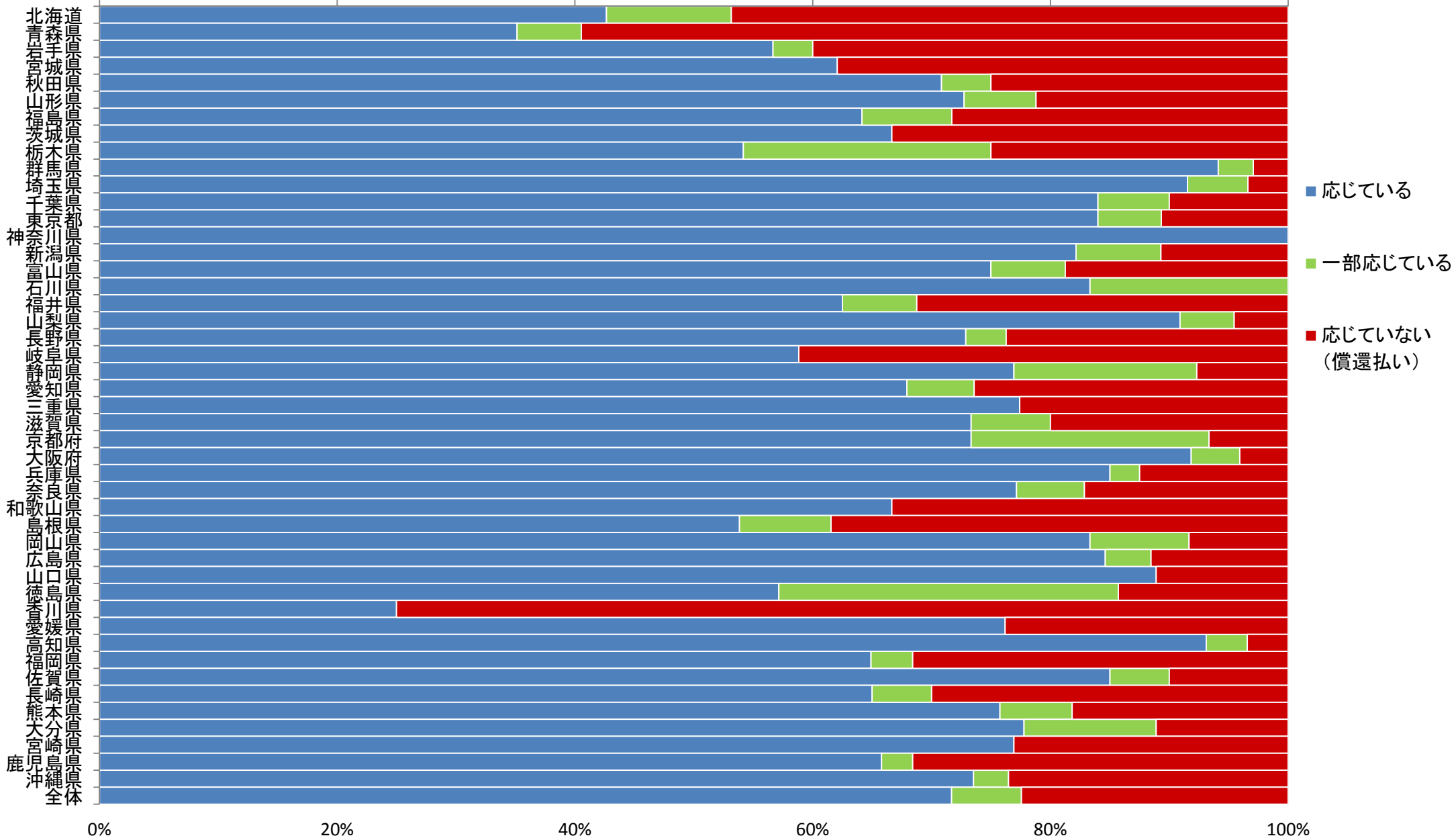


厚生労働省保険局医療課調べ(平成27年4月調査)(健康保険組合の所在地により分類。未回答の健康保険組合を除く)

(注1)平成25年度の状況。鳥取県は未回答。

(注2)集計にあたっては、あん摩マッサージとはり・きゅうのそれぞれを計上。そのため、割合の算出にあたっては、保険者数を2倍した上で算出。

都道府県別代理受領取扱い状況(あん摩マッサージ、はり・きゅう)(国民健康保険)



厚生労働省保険局医療課調べ(平成27年4月調査)(保険者の所在地により分類。未回答の保険者を除く)

(注)平成27年4月時点の状況。鳥取県は未回答。

都道府県別代理受領取扱い状況(あん摩マッサージ、はり・きゅう)
(全国健康保険協会、後期高齢者)

【全国健康保険協会】

		都道府県数
保険者数(件)		47
内訳	応じている	47

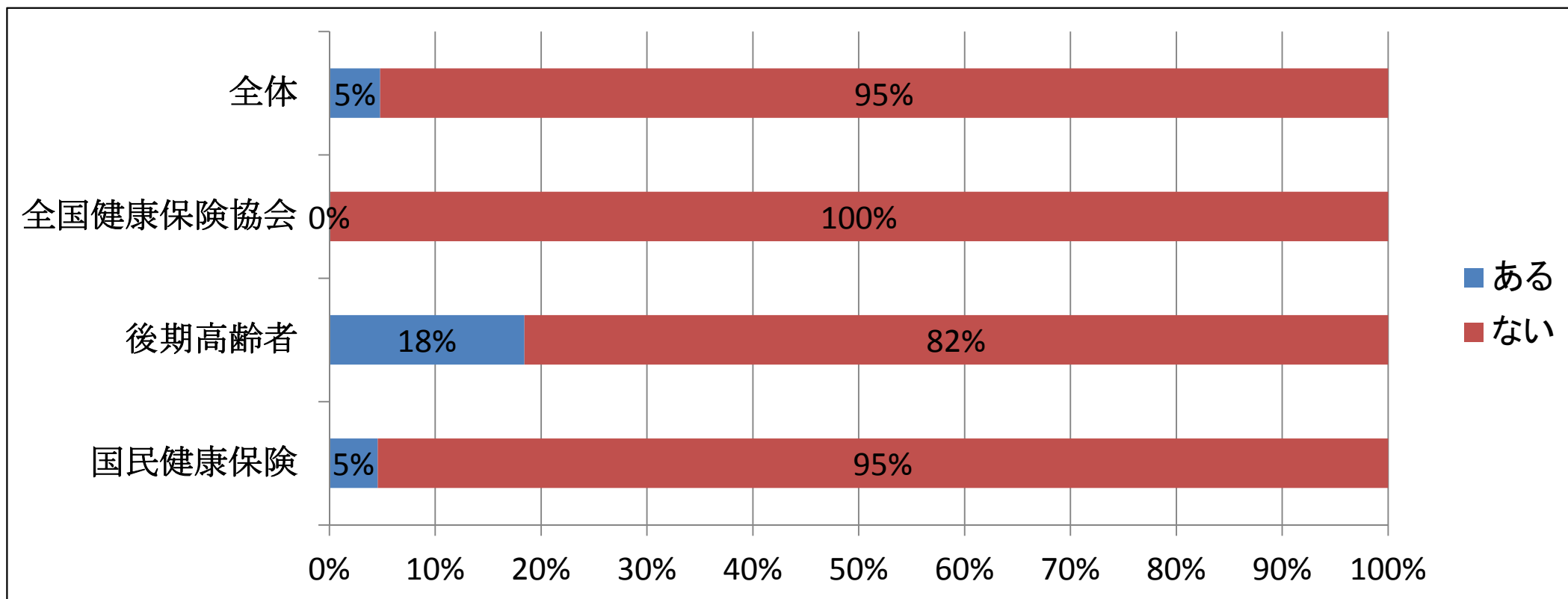
【後期高齢者】

		都道府県数
回答があった保険者数(件)		42
内訳	応じている	36
	一部応じている	2
	応じていない(償還払い)	4

保険者別代理受領の運用方法(あん摩マッサージ、はり・きゅう)

○ 施術者による代理受領に応じている保険者のうち、施術団体や施術者等と個別に代理受領に係る合意書・契約書等を取り交わすなど、独自にルールを定めている保険者は全体の5%であり、ほとんどの保険者においては、支給申請書の代理人への委任欄への記載・押印をもって代理受領を認めている。

■ 施術者からの請求に応じるに当たり、施術者との間で遵守すべきルール(協定・契約・規定・条例等)があるか



厚生労働省保険局医療課調べ(平成27年4月調査)(未回答の保険者を除く)

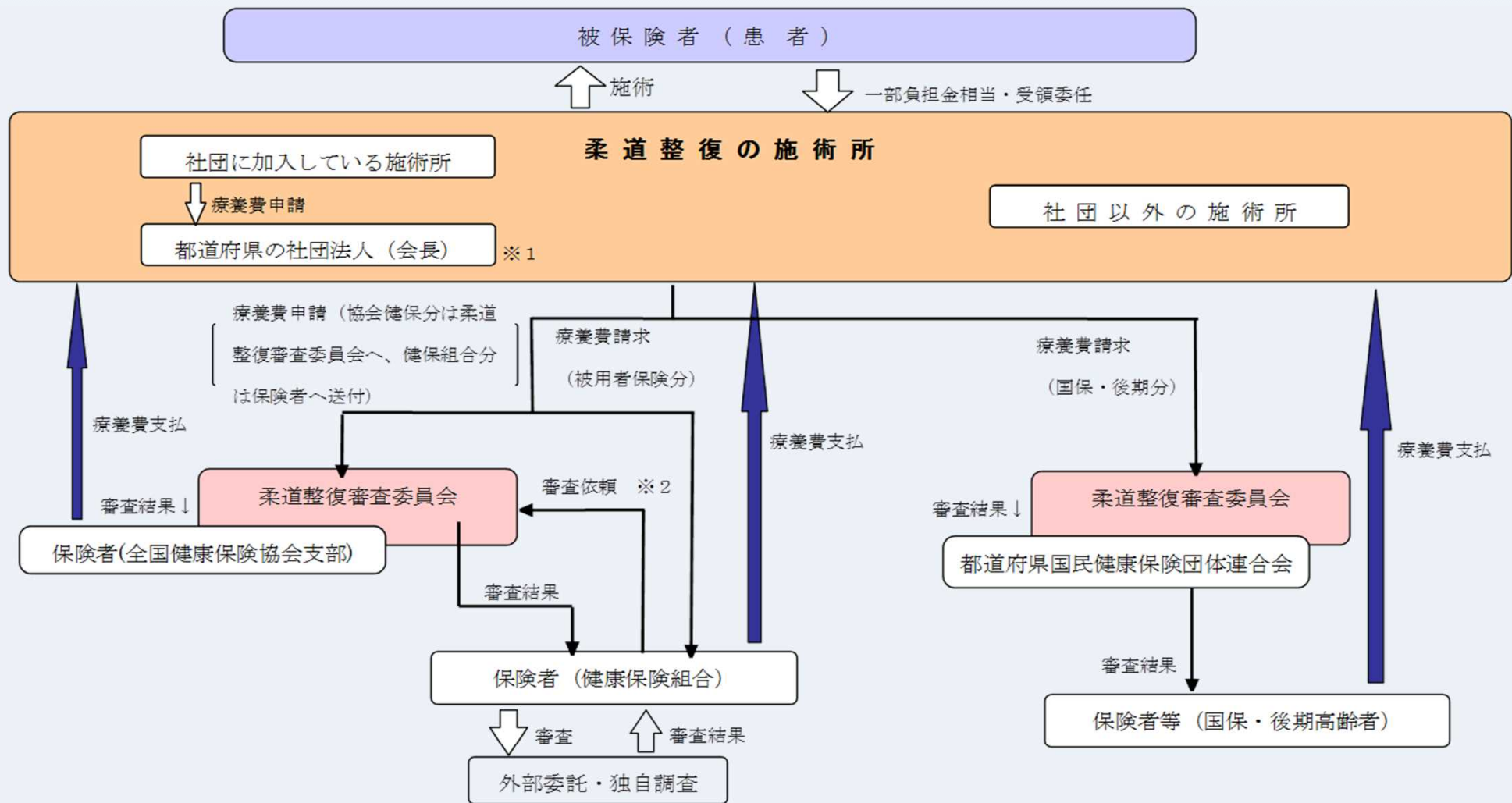
(注)平成27年4月時点の状況。健康保険組合に対する調査は未実施。

支給申請書の審査体制の比較

	柔道整復	あはき
全国健康保険協会	○全国すべての都道府県支部に柔整審査会を設置	○保険者自ら審査を実施
国民健康保険	○全国すべての都道府県国民健康保険団体連合会に柔整審査会を設置	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の県においては、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された審査会で審査を実施
健康保険組合	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の健康保険組合については、全国健康保険協会都道府県支部に設置された柔整審査会に審査を委託	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施
後期高齢者医療広域連合	○都道府県国民健康保険団体連合会に設置された柔整審査会に審査を委託	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の県においては、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された審査会に審査を委託

※ 上記については、一般的な審査体制を示したものであり、個々の保険者によりこれと異なる場合がある。

柔道整復療養費の支給申請の流れ



※1 社団法人に加入している施術所に係る療養費の請求・支払いについては、都道府県の社団法人会長を経由して行われる。

※2 都道府県健康保険組合連合会会長から依頼のあった場合には、組合健保の療養費についても協会健保に係る柔道整復審査委員会で審査する。

※3 国保・後期高齢者にかかる療養費については、都道府県と健保協会支部長との協議により協会健保に係る柔道整復審査委員会で審査することができる。

あはき療養費の「公的審査会」への審査委託状況について

あ - 2 (改)
28. 5. 13

- あはき療養費の支給申請書の審査に関しては、柔道整復療養費のような受領委任の取扱いに係る協定又は受領委任の取扱規程を根拠とする審査会の設置はないが、一部の都道府県においては、国民健康保険の支給申請書の審査を都道府県国民健康保険団体連合会に委託しており、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された審査会等で審査が行われている。

【国民健康保険】

		都道府県数	都道府県
国保連合会へ審査を委託		15	
内訳	あはき審査会を設置	5	山形県、千葉県、神奈川県、兵庫県、奈良県
	柔整審査会で審査	6	岩手県、埼玉県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県
	審査会は設置していないが、個別に診療報酬審査会委員に審査を依頼	4	茨城県、島根県、徳島県、沖縄県

※ 全国健康保険協会については、あはき審査会はいずれも未設置

※ 厚生労働省保険局医療課から全国健康保険協会支部及び都道府県国保担当課へ調査票を送付し、アンケート形式で回答を求めたものを集計
(平成27年5月実施。一部、国民健康保険中央会に確認)
回答数: 全国健康保険協会...47件、国民健康保険...46件

施術所の登録管理、指導・監督権限の比較①

- 柔道整復療養費に関しては、保険者等からの委任を受けて、地方厚生局長及び都道府県知事が柔道整復師と受領委任契約等を結ぶことにより、柔道整復師の登録管理を行っている。
- あはき療養費に関しては、施術所の指定・登録管理について、根拠となる規定等がない。このため、現行では、地方厚生局及び都道府県においては、当該業務についての実施体制はない。

	柔道整復	あはき
指定・登録管理	<p>◎受領委任の取扱規程 (確約) 7 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。</p> <p>(受領委任の申し出) 8 7の確約を行った柔道整復師は、様式第2号(様式第2号の2を含む。)により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師(以下「勤務する柔道整復師」という。)から、第3章に定める事項を遵守し、第2章10及び13並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に申し出ること。</p> <p>(受領委任の申し出) 9 厚生(支)局長と都道府県知事は、8の申し出を行った柔道整復師について次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。 (1)~(12) (略)</p>	(根拠規定等なし)

施術所の登録管理、指導・監督権限の比較②

- 柔道整復療養費に関しては、保険者等からの委任を受けて、地方厚生局長及び都道府県知事が柔道整復師と受領委任契約等を結ぶことにより、受領委任契約等に基づき、柔道整復師に対する指導・監督を行っている。
- あはき療養費に関しては、施術所に対する指導・監督について、根拠となる規定等がない。このため、現行では、地方厚生局及び都道府県においては、当該業務についての実施体制はない。

	柔道整復	あはき
指導・監督	<p>◎受領委任の取扱規程 (指導・監査)</p> <p>38 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。</p>	(根拠規定等なし)
	<p>39 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。</p>	

施術所に対する指導監査の実施状況

- 柔道整復療養費に関しては、新規に受領委任の取扱いを登録又は承諾した施術管理者を対象に地方厚生局と都道府県が共同で集団指導を実施しているほか、情報提供等により不正請求が疑われた施術所に対し、地方厚生局と都道府県が共同で個別指導を実施している。また、個別指導の結果、不正又は著しい不当が疑われる場合は監査へ移行し、監査の結果、不正又は著しい不当の事実が認められた場合には、受領委任の取扱いを中止し、不正等により支払われた療養費の返還を求めている。
- あはき療養費に関しては、指導監査について、根拠となる規定等がないため、実施していない。

	柔道整復					あはき
	指導監査の件数等			指導監査により生じた療養費の返納金額	受領委任の取扱いの中止及び中止相当	指導監査
	集団指導	個別指導	監査			
H26年度	4,100人	122件	35件	約0.5億円	19件	未実施

※ 受領委任の取扱いの中止相当とは、受領委任の取扱いの中止措置前に柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した場合、又は所属する施術所が廃止された場合を指す。

施術管理者の概要

- 柔道整復療養費に関しては、施術管理者制度が採用されており、受領委任契約を行う当事者として、施術管理者に受領委任の取扱規程等に定める事項を遵守することを求め、これを約束した場合に、受領委任の取扱いを認めている。
- あはき療養費に関しては、受領委任制度は導入されていないため、施術管理者の概念はない。

	柔道整復	あはき
施術管理者の位置づけ	○保険者から委任を受けた地方厚生局長及び都道府県知事と受領委任の契約を行う当時者となる者であり、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術も含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者	(施術管理者の概念なし)
施術管理者の要件	○柔道整復師の資格を有すること以外に特別な要件は設けられていない ○原則、施術所の開設者を受領委任に係る施術管理者とするが、開設者が施術を行わない場合(開設者が柔道整復師の資格を有さない場合を含む)は、施術所に勤務する柔道整復師の中から、開設者が施術管理者を選任する ○一人の柔道整復師が複数の施術所の管理者となることは原則として認められない ○例外的に複数の施術所の管理者となる場合、同時に複数の施術所の管理はできないことから、各施術所における管理を行う日時(曜日)を明確にさせる必要がある	
欠格事由	○受領委任の取扱いの中止を受け、原則として5年を経過しない者等については、施術管理者になれない(勤務柔道整復師としても受領委任の取扱いに係る施術を行うことができない)	
その他	○平成28年9月23日にとりまとめられた、「柔道整復療養費に関する議論の整理」(社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会)において、施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入に向けて検討すべきとされ、見直しの具体案について今後検討していく予定	

(参考) 療養費の根拠規定

健康保険法	国民健康保険法	高齢者の医療の確保に関する法律
<p>(療養費)</p> <p>第87条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(療養費)</p> <p>第54条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(療養費)</p> <p>第77条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>

(参考) 資格法における施術所の登録管理①

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

〔施術所の開設届〕

第9条の2 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

② 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第9条の3 専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも、同様とする。

第9条の4 施術者は、その住所地(当該施術者が施術所の開設者又は勤務者である場合にあつては、その施術所の所在地。以下この条において同じ。)が保健所を設置する市又は特別区の区域内にある場合にあつては当該保健所を設置する市又は特別区の区域外に、その他の場合にあつてはその住所地が属する都道府県(当該都道府県の区域内の保健所を設置する市又は特別区の区域を除く。)の区域外に滞在して業務を行おうとするときは、あらかじめ、業務を行う場所、施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を、滞在中に業務を行おうとする地の都道府県知事に届け出なければならない。

第9条の5 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

② 施術所の開設者は、その施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(参考) 資格法における施術所の登録管理②

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則

(届出事項)

第22条 法第9条の2第1項前段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 開設の年月日
- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 法第1条に規定する業務の種類
- 六 業務に従事する施術者の氏名及び当該施術者が目が見えない者である場合にはその旨
- 七 構造設備の概要及び平面図

(法第9条の4の厚生労働省令で定める事項)

第24条 法第9条の4の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施術者の氏名及び住所並びに当該施術者が目が見えない者である場合にはその旨
- 二 法第1条に規定する業務の種類
- 三 業務を行う場所及びその期間

(施術所の構造設備基準)

第25条 法第9条の5第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 6・6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 二 3・3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 三 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第26条 法第9条の5第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 採光、照明及び換気を充分にすること。

(参考) 資格法における施術所に対する命令・監督

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

〔報告及び検査〕

第10条 都道府県知事は、施術者若しくは施術所の開設者から必要な報告を提出させ、又は当該職員にその施術所に臨検し、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

- ② 前項の規定によつて臨検検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- ③ 第1項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔施術所の使用制限等〕

第11条 (略)

- ② 都道府県知事は、施術所の構造設備が第9条の5第1項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(参考) 施術者側からの導入を求める意見の理由等

- 患者の利便性
- 施術所に対する指導監督権限の付与
- 個別の代理受領契約と比べた場合の制度の安定性
- 適切なあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうは高齢者等への施術として有効
- 医師の同意書が必要とされており不正は起きにくい

(参考) 保険者側からの反対する意見の理由等

- そもそも療養費払いが原則であること
- 不正請求の発生の懸念
- 地方厚生(支)局による指導監督の実効性に対する懸念
- 給付費が増えることの懸念
- 導入に反対する保険者がいる状況の中で個別の代理受領契約ではなく受領委任制度を導入することの必要性の観点
- 過去の裁判においても受領委任制度は特例的な措置とされていたこと
- 現在の柔道整復師の受領委任制度においても不正請求が発生していること
- 現在の給付の適正化の取組が不十分であること